

事 務 連 絡
令和 5 年 6 月 30 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省保険局医療課

生活保護法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び
保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱い
について

生活保護法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険
薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 55 号。以
下「改正省令」という。）により、保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関
等」という。）に係る申請等を行う場合については、生活保護法（昭和 25 年法律第 144
号）に基づく指定医療機関に係る申請等を保険医療機関等に係る申請等と併せて地方
厚生（支）局（分室を含む。）に提出し、地方厚生（支）局を経由して、国の開設し
た病院若しくは診療所又は薬局（以下「医療機関等」という。）の場合は厚生労働大
臣に、それ以外の医療機関等の場合は都道府県知事、指定都市長及び中核市長に申請
等を行うことができることとされたところです。また、その趣旨、主な内容等は、「生
活保護法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤
師の登録に関する省令の一部を改正する省令の公布について（通知）」（令和 5 年 3
月 31 日付社援発 0331 第 32 号・保発 0331 第 39 号厚生労働省社会・援護局長・保険局長連
名通知）により厚生労働省社会・援護局長及び保険局長から都道府県知事、指定都市
市長及び中核市市長並びに地方厚生（支）局長あて通知したところです。

令和 5 年 7 月 1 日より改正省令が施行される所、改正省令の事務の取扱いにつ
いては、下記のとおりですので、その取扱いに遺漏のないようお願いします。

記

1 指定医療機関届出簡素化運用マニュアル及びFAQについて

改正省令の事務の取扱いについては、地方厚生（支）局調査課あてに、「保険医療
機関等管理システムの機能追加等について」（令和 5 年 6 月 19 日付け保険局医療課・
社会・援護局保護課連名事務連絡）において、「生活保護法の指定医療機関届出簡素
化の運用マニュアル」（以下「指定医療機関届出簡素化運用マニュアル」という。）
及びその別紙として生活保護法の指定医療機関届出簡素化に係るFAQ（以下「FAQ」と

いう。)をお示ししたところです。

別添1のとおり、指定医療機関届出簡素化運用マニュアルを改めて周知するとともに、今般、FAQについては、都道府県等向けの内容の追加も含め、その内容を更新していることから、本事務連絡の別添2として、新たに添付しています。

なお、FAQは近日中に改正される可能性があるところ、改正にあたっては別途周知する予定ですので、御承知おきください。

2 リーフレットについて

今般、別添3のリーフレットを作成したところであり、関係者に対し、当該リーフレットの配布等により、適切に周知を図るようお願いいたします。

3 厚生労働省組織規則の改正について

今般、「厚生労働省組織規則の一部を改正する省令」（令和5年厚生労働省令第91号）について、別添4のとおり公布され、同年7月1日より施行されるところです。

改正の内容については、実務上、当該地方厚生（支）局が行う経由に係る事務（以下「経由事務」という。）は、地方厚生（支）局において現在保険医療機関等に係る申請等に関する事務を行っている部署が行うこととなるため、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）について、当該部署の所掌事務として経由事務を規定するものとなります。

具体的には、地方厚生（支）局において経由事務を行うこととなる地方厚生局の指導監査課（北海道厚生局にあっては医療課）及びその分室並びに四国厚生支局の指導監査課及びその分室の所掌事務として経由事務を規定していますので、ご承知おきください。

4 改正省令に係る省令様式の訂正について

改正省令のうち、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和32年厚生省令第13号）第3条第2項に基づく様式第1号の3について、別添5の正誤表のとおり一部誤りがありました。別添6のとおり訂正後の様式をお示ししますので、併せて御了知いただくようお願いいたします。